

島原地域広域市町村圏組合介護保険料口座振替及び自動払込み事務取扱要綱

平成12年11月1日告示第14号

改正 平成19年3月28日告示第2号 平成21年6月11日告示第9号  
平成23年8月1日告示第14号 平成30年10月15日告示第34号  
令和3年3月18日告示第3号 令和3年11月17日告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合に島原市の規則の規定を準用する規則（昭和47年島原地域広域市町村圏組合規則第5号）第1号により準用する島原市財務規則（昭和40年島原市規則第1号）第40条に基づき、口座振替及び自動払込み（以下「口座振替等」という。）の方法により介護保険料を納付する場合の事務取扱に関して定めることを目的とする。

(収納取扱金融機関)

第2条 介護保険料の口座振替等を取り扱うことができる金融機関は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）指定金融機関、組合収納代理金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(使用者等)

第3条 口座振替等により納付することができる者は、収納取扱金融機関に預（貯）金口座を有する納入義務者（以下「使用者」という。）であって当該収納取扱金融機関との間に口座振替等の方法による納付について約定したものであるとする。

2 前項の約定により指定した口座の名義人が当該使用者以外の者である場合は、事前に当該指定口座の名義人の同意を得ておかななければならない。

(申込手続)

第4条 口座振替等を希望する使用者は、口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書〔お客様控〕（様式第1号）及び口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書〔取扱金融機関保管〕（様式第2号）並びに口座振替納付申込書・自動払込受付通知書〔島原広域圏へ送付〕（様式第3号）（以下「依頼書等」という。）を当該収納取扱金融機関に提出しなければならない。

2 収納取扱金融機関は、前項の規定による依頼書等の提出を受けたときは、記載事項及び当該使用者が指定した預（貯）金口座を確認のうえ受理し、口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書〔お客様控〕を使用者に返却し、口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書〔取扱金融機関保管〕を保管し、口座振替納付申込書・自動払込受付通知書〔島原広域圏へ送付〕は組合へ速やかに送付しなければならない。

(申込みの変更手続)

第5条 使用者は、前条第1項の規定により、既に提出した依頼書等の記載事項を変更し

ようとするときは、新たに収納取扱金融機関に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、申込みの変更手続についてこれを準用する。

(口座振替等の開始)

第6条 口座振替等は、原則として使用者から申込みのあった月の翌月以降の納期分から開始するものとする。

(振替日)

第7条 収納取扱金融機関が使用者の指定口座から振り替える日(以下「振替日」という。)は各納期の最終日とする。ただし、その日が休日のときは翌営業日とする。

2 前項の規定にもかかわらず、管理者が必要と認めたときは振替日を変更することができる。

(振替依頼情報の交付)

第8条 組合は、振替依頼情報を納期毎に収納取扱金融機関へ交付しなければならない。

(口座振替等の手続)

第9条 収納取扱金融機関は、振替日に使用者の指定口座から、振替依頼情報の金額を組合の預金口座に振り替え納付するものとする。

(振替不能の取扱)

第10条 収納取扱金融機関は、使用者の指定口座の預(貯)金不足等により、振替不能が生じたときは、振替依頼情報に結果を付与して組合に返還しなければならない。

2 組合は、前項の振替不能が生じたときは、使用者に対しその旨を通知し、通常の納付方法で納付させるものとする。

(口座振替等の解約)

第11条 口座振替等を依頼した使用者がこの方法による納付を中止又は停止しようとするときは、新たに依頼書等を収納取扱金融機関に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、口座振替等の解約についてこれを準用する。

3 管理者は、振替不能が連続する使用者については、口座振替等による納付を取り消し、当該使用者にその旨を通知するものとする。

(口座振替等の処理方法)

第12条 口座振替等の処理方法は、電磁的記録媒体の交換又はデータ伝送の方法によるものとする。ただし、これらの方法によりがたい場合は、文書により行うことができる。

(電磁的記録媒体及びデータ伝送の瑕疵又は事故の措置)

第13条 収納取扱金融機関は、電磁的記録媒体及びデータ伝送に瑕疵又は不測の事故が発生した場合は、直ちに組合に報告し、その指示を受け処理しなければならない。

(取扱手数料)

第14条 口座振替等の取扱手数料は、別途収納取扱金融機関と協議して定める。

(連絡窓口)

第15条 口座振替等に関する利用者からの連絡窓口は、組合とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第2号）

- 1 この要綱は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の規定による改正後の地方自治法第168条第1項に規定する会計管理者の設置の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある第1条の規定による改正前の島原地域広域市町村圏組合介護保険料口座振替及び自動払込み事務取扱要綱に規定する様式により調製した用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年6月11日告示第9号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月1日告示第14号）

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成30年10月15日告示第34号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則（令和3年3月18日告示第3号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月17日告示第21号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。



## 島原地域広域市町村圏組合口座振替・自動払込納付について

- 口座振込・自動払込は申込みの翌月以降の納期から、開始します。  
口座振替及び自動払込は、各金融機関で申込書を受け付けた翌月以降の納期分から開始します。
- 振替日は各納期の最終日とします。  
振替日は、各納期の最終日（その日が、休日のときは翌営業日）とします。  
振替日に残高不足のないように御注意ください。
- 納付額は納入通知書などで確認してください。  
毎年度当初に従前どおりあなたに納入通知書などをお送りします。これによって各期の振替日及び納付額をあらかじめよく確認してください。
- 振替不能とならないよう御注意ください。  
預（貯）金不足等で振替不能となった場合は、島原地域広域市町村圏組合から納付書等を送付しますので、納付書に記載された納付場所で現金納付してください。
- 口座振替は、現年度分（過年度保険料及び随時保険料を除く）に限ります。また、前納の取扱はしません。
- 口座変更や解約のときは届出をしてください。  
金融機関に預（貯）金通帳、印鑑を持ってすぐ届出をしてください。
- 振替の問合せは島原地域広域市町村圏組合介護保険課へお願いします。  
振替金の照会などは金融機関でなく、必ず、島原地域広域市町村圏組合介護保険課へお願いします。  
一度手続きをすると、納入義務者を変更しない限り、毎年自動的に更新されます。
- 過誤納還付について  
過誤納還付については、口座振替納付指定預（貯）金口座に振り込みます。

様式第2号


島原広域圏

口座振替納付依頼書 (新規・変更・解約)  
 自動払込利用申込書 (変更はゆうちょ銀行を除く)

【取扱金融機関保管】

取扱金融機関 様

私は、島原地域広域市町村圏組合介護保険料を、口座振替又は自動払込による納付を依頼します。  
 申込者は太枠内をボールペンで強く記入してください。

申込年月日	年 月 日	申込区分	番号を○で囲んでください 1 新規      2 変更      3 解約				
口座名義人	住所	届出印 	電話				
	フリガナ						
	氏名						
納入義務者 <small>上記の預金者と異なる場合記入</small>	住所						
	フリガナ						
	氏名						
ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀行・金庫 農協・信漁連		本店・支店 出張所	金融機関コード		支店コード	
指定預金口座	口座種別	番号を○で囲んでください 1 普通      2 当座		口座番号			

ゆうちょ銀行	契約種別	28	払込先口座番号	払込先加入者名	種目	通帳記号	通帳番号(右詰で記入)
			01740-4-960802	島原地域広域市町村圏組合会計管理者	166 176	1      0	

- 1 振替(払込)日 7月・8月・9月・11月・1月・3月の末日(休日の場合、翌営業日)
- 2 振替(払込)開始 年 月分から
- 3 あなたが指定する金融機関との確約事項
  - (1) 私が支払う島原地域広域市町村圏組合介護保険料について、島原地域広域市町村圏組合から貴店に納付通知があったときは、私に通知しないで所定の振替日に指定預(貯)金口座から払い出し島原地域広域市町村圏組合へ納付してください。
  - (2) 指定預(貯)金口座の残高が振替日において納付通知の金額に満たないときは、私に通知しないで振替不能の取扱いをされてもかまいません。
  - (3) この契約は、貴店が必要と認めたときは解約されても異議ありません。(ゆうちょ銀行を除く)
  - (4) この取扱いについて、仮に紛議が生じて、貴店の責によるものを除き貴店には迷惑をかけません。
  - (5) この口座振替又は自動払込依頼については、双方から別段の申し出がなければ同一条件をもって継続するものとします。
  - (6) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

取扱店日付印

検印	印鑑照合
----	------

様式第3号

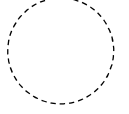
島原広域圏

口座振替納付申込書 (新規・変更・解約)  
 自動払込受付通知書 (変更はゆうちょ銀行を除く)

【島原広域圏へ送付】

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

私は、島原地域広域市町村圏組合介護保険料を、口座振替又は自動払込による納付を依頼します。

申込年月日	年 月 日	申込区分	番号を○で囲んでください 1 新規      2 変更      3 解約				
口座名義人	住所	届出印 	電話				
	フリガナ						
	氏名						
納入義務者 上記の預金者と異なる場合記入	住所						
	フリガナ						
	氏名						
ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀行・金庫 農協・信漁連		本店・支店 出張所	金融機関コード		支店コード	
指定預金口座	口座種別	番号を○で囲んでください 1 普通      2 当座		口座番号			

ゆうちょ銀行	契約種別	28	払込先口座番号	払込先加入者名	種目	通帳記号	通帳番号(右詰で記入)
			01740-4-960802	島原地域広域市町村圏組合会計管理者	166 176	1           0 の	

- 1 振替(払込)日 7月・8月・9月・11月・1月・3月の末日(休日の場合、翌営業日)
- 2 振替(払込)開始 年 月分から

島原地域広域市町村圏組合使用欄	
被保険者番号	

当店に上記口座名義人のあることを確認し口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書を受理しました。

取扱店日付印

取扱金融機関名  
(ゆうちょ銀行を除く)

